

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年11月12日
発信課	建築総務課
担当者	板東
連絡先	電話 25-9708
	FAX 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 <input checked="" type="checkbox"/> 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	11月21日
発表項目 (行事名)	「旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会」 の設立について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 趣旨 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、住宅確保要配慮者の円滑な入居に資する活動を行う者が連携し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議し、本市における住宅確保要配慮者に対する居住支援体制を構築するため「旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設立します。(道内市町村では本別町に続き2番目の設立。)</p> <p>2 設立総会・令和元年度定期総会 日時 11月21日(木)15時30分～</p> <p>3 会場 旭川市第三庁舎保健所棟1階 講座室</p> <p>4 内容(議事) (1) 設立総会 協議会会則(案)、役員を選出 (2) 令和元年度定期総会 令和元年度事業計画(案)について ほか</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 添付資料:「旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立について」
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

# 旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立について

## 旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会の概要

◆設立予定日 令和元年11月21日(木)

◆設立の目的

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。)第51条に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、住宅確保要配慮者の円滑な入居に資する活動を行う者が連携し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議し、本市における住宅確保要配慮者に対する居住支援体制を構築するため。

「住宅セーフティネット法」の改正により平成29年10月25日から“新たな住宅セーフティネット制度”が開始された。本市では「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を平成31年3月に策定し、その基本目標3“住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化と居住の安定確保”の展開施策として、住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)を設置することとしている。

◆協議会の位置づけ

居住支援協議会の設立に賛同した不動産関係団体や福祉関係団体、地方公共団体等が連携し、住宅確保要配慮者の居住支援の検討から実施まで一体的に行う組織。(本市の附属機関等に該当しない組織)

## 取組の方向性と今後の展開イメージ

会員間の協議の場において、その都度優先すべき課題を抽出し、年度ごとの事業計画を作成した上で、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向けて課題となる事項を解消するために、次の取組を実施する予定。

- 協力不動産店制度実施に係る協議・検討
  - ・協力不動産店の登録基準等の決定
  - ・物件情報照会と情報提供方法の検討(共通様式の整備, 個人情報の取扱い等)
- 住まいの相談の連携体制に係る協議・事例検討
  - ・連携に当たっての課題抽出と困難事例への対応検証等
- 住宅確保要配慮者及び貸主に対する生活支援サービス・福祉施策等の情報提供方法に係る協議・検討
  - ・生活支援サービス, 福祉施策等の情報整理
  - ・情報提供方法の検討(効果的なツールについての協議等)
- 協力不動産店制度による入居者に係る情報共有についての協議・検討
- 残置物処理や原状回復に対する効果的な取組の検討(関係事業者の情報集約等)
- 居住支援セミナー等の実施
  - 例: 主に貸主向け→成年後見制度や障がい者の方の理解に係るテーマでの講演会
  - 主に住宅確保要配慮者向け→住まい探し相談会など

## 会員について

旭川市(住宅部局, 福祉部局の関係課)と、本協議会の主旨に賛同いただいた、不動産関係団体、住宅確保要配慮者支援関係団体等から構成。

旭川市関係課	担当部門
建築総務課	民間住宅施策
長寿社会課	高齢者施策
障害福祉課	障がい者施策
生活支援課	生活困窮者施策

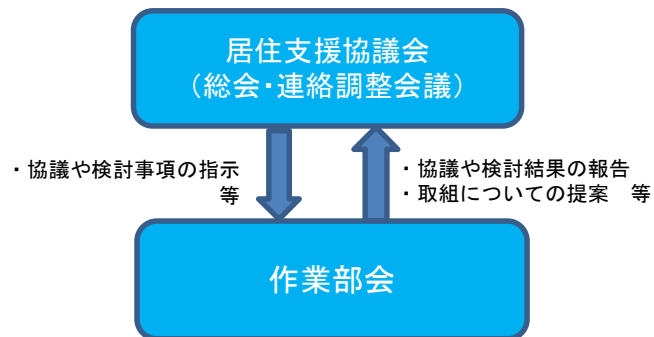
関係団体等	分野
学校法人 旭川大学	福祉全般
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会	福祉全般
旭川市地域包括支援センター	高齢者支援(相談窓口)
旭川市障害者総合相談支援センター	障がい者支援(相談窓口)
旭川市自立サポートセンター	生活困窮者支援(相談窓口)
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会旭川支部	不動産関係事業者(貸主)
(公社) 北海道宅地建物取引業協会旭川支部	不動産関係事業者(仲介業者)
旭川司法書士会	法務関係支援
(一社) 旭川消費者協会	消費者支援

## 実施体制について

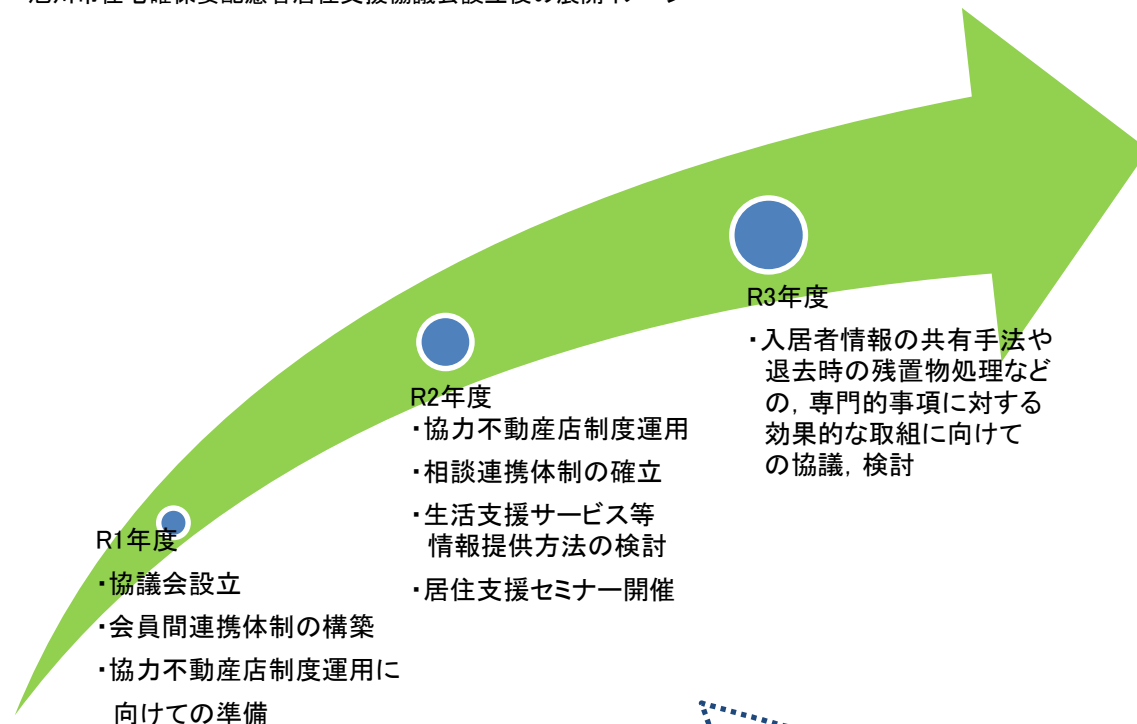
各会員からなる年1回の定期総会のほか、会として取組の方向性や意思決定、情報共有等を行うため、必要に応じて臨時総会や連絡調整会議を開催。

また、「作業部会」を設置し、実務者レベルで各種取組内容等についての協議・検討を行う。

※更に専門的な事項を検討するため、作業部会の下にワーキンググループを設置することができるものとする予定。



…旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会設立後の展開イメージ…



## 協力不動産店制度とは

- ★ 既に活動を行っている他自治体居住支援協議会の一部でも採用されているもので、居住支援協議会の主旨に賛同し、住宅確保要配慮者を受け入れる物件の情報提供や入居受け入れに協力的な賃貸住宅の管理事業者等(宅建協会加盟事業者等の一定の要件が協議会ごとにあり。)を募り、住宅確保要配慮者からの賃貸住宅への入居に係る相談があった場合に、相談窓口と連携して物件情報を提供し、入居に繋げることを目的とした制度。
- ★ 本市においては、本市住宅部局のほか、高齢者であれば地域包括支援センターなど、既存の住宅確保要配慮者相談窓口と協力不動産店を繋ぐ体制を構築する方向で調整中。
- ★ 本制度を中心とした協議会会員間の連携強化により、住宅確保要配慮者の入居事例を重ね、セーフティネット住宅の登録促進にも繋げていく。